

1 審査会の結論

島根県警察本部長（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった公文書を不存在として非公開とした決定は妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

- (1) 平成28年3月10日に本件審査請求人より島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づく公文書公開請求があった。
- (2) 本件公文書公開請求の内容は、「意思決定を欠いた交通規制標識に基づく交通反則切符告知事案の再発防止対策等について（通達）」（平成27年7月2日島交規甲第575号ほか本部長通達）の項目5において、浜田警察署が取った施策に関する報告書に関する資料である。
- (3) この請求に対して実施機関は、平成28年3月24日付けで公開決定等の期間延長を行い、同年4月6日付けで公文書を作成していないため公文書が存在しないという理由により非公開決定を行った。
- (4) 審査請求人は、この決定を不服として平成28年5月11日付けで島根県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に審査請求を行った。
- (5) 諮問実施機関は、条例第20条第1項の規定に従い、平成28年6月10日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 審査請求人の主張

- (1) 審査請求の趣旨
本件公文書の非公開決定を取り消し、公開を求める。
- (2) 審査請求の理由
審査請求人の審査請求書及び意見書等による主張の要旨は次のとおりである。
 - ア 浜田警察署からの報告が口頭で行われたのであれば、公文書は不存在かもしれないが、その場合、報告を受けた者（本部担当課長）が口頭報告の内容を文書にしているはずである。この口頭報告を文書にした公文書の公開をお願いする。
 - イ 平成27年7月2日付け島交規甲第575号通達により「書面報告すること」と明記されているのに口頭報告というのはおかしい。
 - ウ 違法な交通規制の事案が発覚して、その再発防止対策の一環で点検を行いその結果を報告する際に、口頭で報告を聞いて、それで終わりというのはいずれもない。報告を受けた者が報告内容を記録して書面にしているはずである。

4 実施機関の主張

諮問実施機関の非公開理由説明書及び実施機関の意見陳述等による主張の要旨は次のとおりである。

- (1) 浜田警察署において実施した再発防止対策の実施結果は、本部担当課長が直接口頭で報告を受けていることから、公開請求時点で文書による報告は行われていないものである。
- (2) 審査請求人が公文書公開請求した当時は口頭による報告を受けた段階で書面の

報告書はなかったため、非公開決定とした。その後、浜田警察署から書面による報告書の提出がされている。

- (3) 審査請求人に対し、書面報告が提出された時点で連絡等はしていないが、公開請求時点でいずれ書面報告書が浜田警察署から提出されるという説明はしている。

5 審査会の判断

(1) 条例の基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるに当たっての基本的な考え方は、請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人・法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、平成 27 年 7 月 2 日付け島交規甲第 575 号「意思決定を欠いた交通規制標識に基づく交通反則切符告知事案の再発防止対策等について（通達）」により島根県警察本部長が関係所属長に作成・提出を指示した書面報告に対して、浜田警察署が作成・提出したとされる再発防止対策施策に関する報告書（以下「書面報告書」という。）である。

(3) 本件対象公文書の不存在について

ア 実施機関は、審査請求人が公文書公開請求した当時は浜田警察署の口頭による報告を受けた段階で書面の報告書は存在しなかったため、非公開決定とした。その後、浜田警察署から書面による報告書の提出がされていると説明している。

イ 当審査会で浜田警察署から提出された書面報告書を実施機関に提出させ調べたところ、平成 28 年 7 月 14 日付け浜交第 362 号「意思決定を欠く交通規制標識に基づいた交通反則切符告知事案の発生に伴う再発防止対策の実施について（申報）」により再発防止対策に関する書面報告書が提出されていることが確認できた。

したがって、本件公開請求の対象公文書となる書面報告書は平成 28 年 7 月 14 日付けで作成・提出されており、実施機関が本件公開請求に対する非公開決定を行った平成 28 年 4 月 6 日時点では書面報告書は作成されておらず存在しないことが確認された。

ウ よって、本件公開請求の非公開決定時点では本件対象公文書となる書面報告書は作成・提出されておらず存在しないが、仮に書面報告書が作成・提出された平成 28 年 7 月 14 日以降に書面報告書を請求内容とする本件対象公文書の公文書公開請求が行われれば、実施機関は、この書面報告書を対象公文書として特定し、公開・非公開の判断を行い公開請求に対応できる状態にあることとなる。

エ これらの状況からも実施機関が非公開決定を行った時点で書面報告書の存在を推認させる事情もなく、本件対象公文書が存在しないとの実施機関の説明

は不合理とは言えず、本決定は妥当である。

(4) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(諮問第130号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成28年 6月10日	諮問実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
平成28年 7月 5日	諮問実施機関から非公開理由説明書を受理
平成28年 8月 2日	審査請求人の意見書を受理
平成28年12月22日 (審査会第1回目)	審議
平成29年 1月27日 (審査会第2回目)	審議
平成29年 2月23日 (審査会第3回目)	審議
平成29年 3月23日 (審査会第4回目)	審議
平成29年 5月18日 (審査会第5回目)	審査請求人から意見聴取、審議
平成29年 6月22日 (審査会第6回目)	実施機関から意見聴取、審議
平成29年 7月20日 (審査会第7回目)	審議
平成29年 8月24日 (審査会第8回目)	審議
平成29年 9月21日 (審査会第9回目)	審議
平成29年10月26日 (審査会第10回目)	審議
平成29年11月16日 (審査会第11回目)	実施機関から追加意見聴取、審議
平成30年 1月18日 (審査会第12回目)	審議
平成30年 4月18日	島根県情報公開審査会が諮問実施機関に対し答申

(参考)

島根県情報公開審査会委員名簿

氏名	現職	備考
永松 正則	国立大学法人島根大学法学部准教授	会長代理
藤田 達朗	国立大学法人島根大学理事・副学長	会長
マユーあき	島根県立大学短期大学部教授	
和久本 光	弁護士	
横地 正枝	行政書士	